（溶接）

第五十条　構造部分に使用する鋼材を溶接する場合には、次に定めるところにより行わなければならない。

一　（略）

二　日本産業規格Ｚ三二一一（軟鋼用被覆アーク溶接棒）に適合した溶接棒又はこれと同等以上の性能を有する溶接材料を用いること。

三　（略）

２～４　（略）

（港湾労働法第二十五条第四項の規定に基づく厚生労働大臣が定める資格の一部改正）

第三条　港湾労働法第二十五条第四項の規定に基づく厚生労働大臣が定める資格（平成十二年労働省告示第七十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
港湾労働法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める資格は、次の表の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる者に該当することとする。	
（略）	（略）
つり上げ荷重が五トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。次の二項において同じ。）の運転の業務のうち次の二項に掲げる業務以外の業務	安衛則別表第四に規定するクレーン・デリック運転士免許（以下「クレーン・デリック運転士免許」という。）を受けた者（クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号。以下「クレーン則」という。）第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーン則第二十二条第二号に規定する床上無線運転式クレーン等（以下「床上無線運転式クレーン等」という。）に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者を除く。）
つり上げ荷重が五トン以上のクレーンの運転の業務のうち床上無線運転式クレーン等の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
つり上げ荷重が五トン以上のクレーンの運転の業務のうちクレーン則第二十二条第三号に規定する床上操作式クレーンの運転の業務	一　クレーン・デリック運転士免許を受けた者 二　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「安衛法」という。）別表第十八第二十六号に規定する床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
（略）	（略）

改正前	
港湾労働法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める資格は、次の表の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる者に該当することとする。	
（略）	（略）
つり上げ荷重が五トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。次の項において同じ。）の運転の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務	安衛則別表第四に規定するクレーン・デリック運転士免許（以下「クレーン・デリック運転士免許」という。）を受けた者
（新設）	（新設）
つり上げ荷重が五トン以上のクレーンの運転の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務	一　クレーン・デリック運転士免許を受けた者 二　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「安衛法」という。）別表第十八第二十六号に規定する床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
（略）	（略）